

# 閉止弁の設置の段階的措置

<閉止弁の設置(集合管又は操作管に消防庁長官が定める閉止弁を設けること)>

		令和4年9月14日 公布日	令和5年4月1日 施行日	令和6年4月1日 閉止弁経過措置期限
		周知期間	経過措置	設置義務化
		令和5年3月31日以前	令和5年4月1日～令和6年3月31日	令和6年4月1日以降
閉止弁の基準項目				
①	構造及び機能	①の1～3のみ該当	①の4以外の全て	全て
②	材質		全て	全て
③	耐圧試験		全て	全て
④	気密試験		全て	全て
⑤	作動試験		⑤の2及び3以外の全て	全て
⑥	等価管長		全て	全て
⑦	表示	全て	全て	全て

## 閉止弁の基準内容

①	構造及び機能	1 常時開放状態にあって、直接操作及び遠隔操作により閉止できるもの又は直接操作により閉止できるものであること。 2 直接操作により操作する部分には、操作の方向又は開閉の位置を表示すること。 3 見やすい箇所に常時開放し、点検時に閉止する旨を表示すること。 4 開放及び閉止の旨の信号を制御盤に発信するスイッチ等が設けられていること。 5 使用時に破壊、亀裂等の異常を生じないものであること。 6 管との接続部は、管と容易に、かつ、確実に接続できるものであること。 7 ほこり又は湿気により機能に異常を生じないものであること。 8 弁箱の外表面は、なめらかで、使用上支障のある腐食、割れ、きず又はしわがないものであること。
②	材質	1 弁箱は次のいずれかに適合するものであること。 (1) JISG4051、G4303、G5121、G5151、H3250、H5120又はH5121に適合するものであること。 (2) これらと同一又は類似の試料採取方法及び試験方法により科学的成分及び機械的性質が同一又は類似しているものに適合するものであること。 (3) 上記(1)(2)に掲げるものと同等以上の強度及び耐食性を有するもの。 2 さびの発生により機能に影響を与えるおそれのある部分は、有効な防錆処理を施したものであること。
③	耐圧試験	1 弁箱は、低圧式のものにあっては、3.75Mpa、その他のものにあっては、最高使用圧力の1.5倍の水圧力を2分間加えた場合に、漏れ又は変形を生じないものであること。 2 弁を閉止した状態で弁の一次側に二酸化炭素を放射する設備のうち低圧式のものにあっては3.75Mpa、その他のものにあっては最高使用圧力の1.5倍の水圧力を2分間加えた場合に、損傷等を生じないものであること。
④	気密試験	1 弁を開放した状態で二酸化炭素を放出する設備のうち低圧式のものにあっては、2.3メガパスカルの窒素ガス圧力又は空気圧力を5分間加えた場合、漏れを生じないものであること。 2 弁を閉止した状態で弁の一次側に二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち低圧式のものにあっては、2.3Mpa、その他のものにあっては最高使用圧力の窒素ガス圧力又は空気圧力を5分間加えた場合に、漏れを生じないものであること。
⑤	作動試験	1 直接操作又は遠隔操作により操作した場合に、確実に開閉すること。 2 閉止の状態での閉止の旨の信号が発せられること。 3 開放の状態での開放の旨の信号が発せられること。
⑥	等価管長	1 起動用ガス容器と貯蔵容器の間の操作管に設けるものを除き、水により等価管長を測定した場合にボール弁(フルボアのものを除く。)にあっては、50メートル以下であること。 2 ボール弁以外のものにあっては、呼び径50以下のもの場合には50m以下、呼び径65以上のもの場合には100m以下であること。 3 ボール弁のうちフルボアのものにあっては、呼び径及び鋼管の種別に応じ告示に示す表に掲げる値である事。
⑦	表示	次の(1)～(5)を閉止弁の見やすい箇所に容易に消えないよう表示すること。 (1) 製造者名又は商標、(2)製造年、(3)耐圧試験圧力値、(4)型式番号、(5)流体の流れ方向(流れ方向に制限のない場合は除く。)